

レッスン（オンライン・対面）受講規約

第1章 総則

第1条 （目的）

本規約は、ポーセラーツ教室 Ume（以下「当教室」といいます。）により提供するすべての講座（以下「本講座」といいます。）の受講に関し、当教室と本講座の受講者（以下「生徒」といいます。）の間に適用されます。生徒は本講座の受講にあたり、本規約に同意したものとみなされます。

第2条 （定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

（1）本サイト

当教室が本講座を提供するために運営するウェブサイトをいいます。

（2）生徒

第4条に基づいて本講座の生徒としての受講契約が成立した者をいいます。

（3）生徒情報

生徒が登録した生徒情報および本講座受講上に蓄積された情報をいいます。

（4）会員

生徒が会員制レッスン（講座）により入会手続きが完了をした者をいいます。

第3条 （通知）

1. 当教室は、本講座に関連して生徒に通知をする場合には、本サイトに掲示する方法または生徒情報として登録された電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法など、当教室が適当と判断する方法で実施します。
2. 会員制のレッスン（講座）は、入会手続きが完了したのちに入会が成立します。
3. 前項に定める方法により行われた通知は、本サイトに掲示する方法の場合には通知内容が本サイトに掲示された時点で、電子メールを送信する方法などの場合は当教室が当該電子メールなどを発信した時点で、それぞれその効力を生じるものとします。

第2章 契約の成立・生徒登録

第4条 （本受講契約の成立）

1. 本講座を受講する契約（以下「本受講契約」といいます。）は、その受講を希望する者が、本規約に同意し、当教室が指定する方法で申込みを行い、これを当教室が受諾

した時点で成立するものとします。

2. 未成年者が本講座の受講を希望する場合には、法定代理人の同意が必要になります。法定代理人の有無について当教室から問い合わせを行う場合があります。

第5条 （受講料金および受講にかかる費用）

1. 生徒は、別紙の定めに従い、本講座の区分に応じた受講料金を当教室に支払うものとします。
2. 本講座を受講するために必要となる通信費および通信機器等は、生徒の負担と責任により準備するものとします。ただし、生徒の使用する通信機器等において、本講座および本サイトが正常に動作することを保証するものではありません。

第3章 受講上の注意事項

第6条 （生徒情報の管理）

1. 生徒は、本講座の生徒情報を自己の責任において厳重に管理するものとし、これらを用いてなされた一切の行為についてその責任を負います。ただし、当教室に故意または重過失が認められる場合には、第18条第1項の規定に基づき損害を賠償します。
2. 生徒は、自らの生徒情報を以って他人に本講座を受講させてはいけません。

第7条 （生徒情報の変更）

1. 生徒は、本講座の受講申込みの際に入力した情報その他当教室に通知している生徒情報に変更が生じた場合には、当教室が指定する方法により速やかに届出を行います。当教室は、当該届出がなされなかったことにより生徒に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当教室に故意または重過失が認められる場合には、第18条第1項の規定に基づき損害を賠償します。

第8条 （受講条件その他の注意事項）

生徒は、次の各号に定めるほか、当教室が指定する本講座の受講条件に従うものとします。

(1) 生徒情報に関して

- ① 生徒の責任において、生徒情報が常に最新で、真実かつ正確なものであることを維持しなければなりません。当教室は、生徒情報が最新のものではなく、または誤りがあったことによって生徒に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、当教室に故意または重過失が認められる場合には、第18条第1項の規定に基づき損害を賠償します。

(2) ログイン情報の管理

- ① 生徒は、自己の責任において、ログイン情報を厳重に管理するものとし、これを第三者に受講させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- ② ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤または第三者の受講等によって生じた損害その他一切の責任は、生徒が負うものとし、ログイン情報の管理に関して当教室は一切責任を負いません。ただし、当教室に故意または重過失が認められる場合には、第18条第1項の規定に基づき損害を賠償します。
- ③ ログイン情報を失念した場合には、本人確認がとれたときに限り、ログイン情報を変更することができます。仮に本人確認ができないと当教室が判断した場合には、生徒は、ログイン情報の開示を得ることはできず、再登録を申請しなければなりません。なお、再登録の場合には、従前の生徒情報にはアクセスできません。

第9条 (他事業者のサイト・講座)

1. 本講座に関連して、当教室以外の第三者により運営されるウェブサイトまたはウェブ講座（以下「第三者サイト・サービス」といいます。）について、生徒は、自己の責任において、第三者サイト・サービスを受講するものとし、当教室は、生徒による第三者サイト・講座の受講およびその結果について一切の責任を負いません。
2. 生徒は、第三者サイト・講座の受講について、生徒と当該第三者サイト・講座の運営事業者との間の権利義務を定めた規約その他の定めに従うものとし、

第10条 (禁止行為)

生徒は、本講座に関連して、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 当教室に対して虚偽の申告をする行為
- (2) 本受講契約に基づき当教室から提供された本サイトを含む情報および役務を本講座の目的以外のために使用する行為
- (3) 当教室もしくは第三者の財産（知的財産権を含む。）、プライバシーもしくは信用等を侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (4) 前号以外で当教室もしくは第三者の利益を不法に侵害する行為または侵害するおそれのある行為
- (5) 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- (6) コンピュータウイルスなどの有害なプログラムを使用し、もしくは送信する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 前号に定めるものの他、不正アクセス行為等当教室による業務の遂行、本講座の実施もしくは当教室の電気通信設備に支障を及ぼし、またはそのおそれのある行為
- (8) 遅刻や早退に伴う受講料金の返金や受講時間の延長、受講日時の振替を求める行為
- (9) 本講座の振替のルールに従わない行為

- (10) 事前に連絡せず、本講座を欠席する行為（無断欠席）
- (11) ノウハウや講義の進め方などを盗む目的で本講座を受講する行為
- (12) 他人及び当教室を誹謗・中傷する行為
- (13) レッスン室以外の撮影、立ち入り行為
- (14) 当教室の定めた入室時間前に入室する行為、退室時間までに退出しない行為
- (15) 教室内での政治団体、宗教団体、物品の販売活動等の行為
- (16) 当教室の設備や備品等を故意に破損または紛失する行為
- (17) 当教室の運営に支障を与える行為
- (18) 他の生徒との調和を乱すような行為
- (19) 所持品および貴重品を各自で管理しない行為
- (20) 材料費などを支払い期日までに支払わない行為
- (21) その他、教室や生徒に迷惑になる行為

第4章 契約解除等

第11条（当教室による会員解除等）

1. 当教室は、生徒が次の各号の一つに該当した場合には、生徒に対して何らの通知催告をすることなく、本受講契約の一部または全部を解除し、または本講座の提供を停止することができるとともに、生徒は当教室に生じた損害を賠償する責任を負います。
 - (1) 本規約に違反する行為を行った場合
 - (2) 暴力団その他の反社会的勢力であると当教室が合理的に判断した場合
 - (3) 過去に当教室との間で本条に基づく解除または提供停止の措置を受けたことが判明した場合
 - (4) 生徒に対して回答を求める連絡に対して15日以上応答がない場合または所在不明または連絡不能となった場合
 - (5) その他、生徒として不適當であると当教室が合理的に判断した場合
2. 前項に基づき生徒が解除または提供停止の措置を受けた場合でも、当教室は、一切責任を負いません。

第12条（生徒による退会）

1. 生徒は、当教室が定める所定の方法により、退会をすることができます。
2. 前項の退会手続が完了した場合、退会後は本講座の提供を受けることはできず、それにより生じた損害につき当教室は一切の責任を負いません。

第13条（返金）

1. 一度納入した受講料金は、本講座の受講開始後は理由の如何を問わず返還には応

じません。ただし、当教室がやむを得ない理由に基づくものと認めた場合はこの限りではありません。

2. 本講座の受講開始前に本講座の受講申込みをキャンセルする場合、キャンセル時までに お支払いいただいた費用から、返金にかかる振込手数料と事務手数料を控除した金額を当教室所定の手続きにより返金するものとします。

第5章 講座の停止、変更および終了

第14条（本講座の停止）

1. 当教室は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、本講座の一部または全部を停止することができます。
 - (1) 本講座の提供にあたり必要なシステム、設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守もしくは工事等が必要となった場合
 - (2) 電気通信事業者が電気通信講座の提供を中止するなど、当教室以外の第三者の行為に起因して、本講座の提供を行うことが困難になった場合
 - (3) 非常事態(天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、官の処分、労働争議等)の発生により、本講座の提供が困難になった場合、または困難になる可能性のある場合
 - (4) 第三者サイト・講座が、当該第三者の事情により受講できなくなった場合
 - (5) 法令規制、行政命令等により、本講座の提供が困難になった場合
 - (6) その他、当教室の責めに帰することができない事由により、当教室が必要やむを得ないと判断した場合
2. 当教室は、前項に基づいて本講座を停止したことにより生徒または第三者に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。

第15条（講座の変更、中止および終了）

- 1 当教室は、事前に生徒に通知をしたうえで、本講座の一部もしくは全部の内容を変更、中止または終了することができます。ただし、変更、中止または終了の内容が重大でない場合には、通知をすることなくこれらを実施することができます。
- 2 当教室は、前項に基づいて本講座を変更、中止または終了したことにより生徒に損害が発生した場合でも、一切の責任を負いません。

第6章 一般条項

第16条（非保証）

当教室は、本講座が推奨環境において機能するように合理的な最大限の努力を行います。ただし、当教室は、本講座を通じて当教室が提供し、または生徒が取得した情報が正

確性、正当性、有用性、完全性等を有することを保証するものではありません。

第17条（知的財産権）

本講座に関する著作権、著作者人格権、特許権、意匠権、商標権およびパブリシティ権等の知的財産権は当教室および正当な権利者たる第三者に帰属し、本受講契約の成立は、本講座の受講に必要な範囲を超える知的財産権の受講許諾を意味するものではありません。

第18条（損害賠償および免責）

1. 当教室は、本講座に関して生徒に生じた損害について、当教室に故意または重過失が認められる場合にはそれにより現実に発生した直接かつ通常の影響を賠償し、それ以外の場合についてはその責任を負いません。
2. 本講座に関して生徒と第三者との間に紛争が生じた場合、生徒は自己の責任と費用で解決するものとし、当教室に何ら迷惑をかけず、またこれにより当教室が被った損害（弁護士費用を含みます。）を補償します。

第19条（委託）

当教室は、本講座に関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとし、

第20条（個人情報）

個人情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシー」に定めるとおりとします。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

生徒は、当教室の事前の承諾を得ることなく、本受講契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならないものとし、

第22条（反社会的勢力の排除）

1. 生徒は、当教室に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとし、
 - ① 自ら（法人の場合は、代表者、役員、従業員（雇用形態を問わない。）および株主等を含みます。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者若しくはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - ② 自らの親族が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を受講させ、本受講契約の締結および生徒登録（以下、

総称して「生徒登録等」といいます。)するものでないこと

- ④ 自らまたは第三者を受講して、生徒登録等に関して、当教室に対する脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、または偽計もしくは威力を用いて当教室の業務を妨害し、もしくは信用を毀損する行為
2. 当教室は、生徒が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要しないで、直ちに、本受講契約の解除および生徒登録の抹消をすることができるものとします。
 - ① 前項第 1 号または第 2 号の確約に反する申告ないし表明をしたことが判明した場合
 - ② 前項第 3 号の確約に反し、生徒登録等したことが判明した場合
 - ③ 前項第 4 号の確約に反する行為をした場合
3. 前項の規定により、本受講契約の解除または生徒登録の抹消をされた場合には、生徒は、当教室に対し、当教室の被った損害を賠償しなければなりません。
4. 第 2 項の規定により、本受講契約の解除または生徒登録の抹消をされた場合には、当教室は、解除により生徒に生じた損害について、賠償する義務を負いません。
5. 生徒は、当教室が第 2 項に関わる判断のために調査を要すると判断した場合、当教室の求めに応じてその調査に協力（当教室が要請した資料の提出を含みます。）しなければなりません。

第 2 3 条（規約の変更）

1. 当教室は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。
 - ① 本規約の変更が、申込者の一般の利益に適合する場合
 - ② 本規約の変更が、本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、および、その内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
2. 当教室は、本規約を変更する場合、効力発生日を定め、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を、メールその他の手段により、生徒に対して周知させるものとします。この周知は、前項第 2 号に基づき本規約を変更する場合は、当該効力発生日までに行うものとします。
3. 前項に定める効力発生日が到来した時点で、本規約が変更され、生徒との間の本受講契約その他当教室と生徒との権利義務関係の内容は変更後の規約によるものとします。

第 2 4 条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本規約および本受講契約は、日本法によって解釈され、日本法を準拠法とします。
2. 本規約または本受講契約に関して生徒と当教室の間に紛争が生じた場合には、当教室の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（協議事項）

本規約に定めのない事項、本規約の解釈について疑義が生じたときおよび本規約の変更については、当教室および生徒は信義誠実をもって協議のうえ円満解決を図る。

附則

2022年10月1日 制定・施行

2022年10月1日 改定・施行